

第1章

部活動の教育的意義と適切な運営の在り方

1 部活動の教育的意義と位置付け

(1) 部活動の教育的意義

部活動の歴史は古く、始まりは明治時代の学校制度発足にまで遡るといわれ、学校の教育活動の一環として今日までその歴史を刻んできており、長い歴史の中で、多くの人が部活動によって生涯の友人を得たり、社会経験を積んだりしてきた。また、部活動は、これまでの我が国のスポーツ・文化・科学・芸術等の基盤を支え、世界に誇る人材を輩出したり、人々に夢や希望を与えたたりしてきた。

さらに、部活動は、思いやりの心や自主性・社会性の育成、豊かな人間関係の構築や生涯学習の基礎づくり、生徒の個性・能力の伸長、そして、体力向上や健康増進等を図ることなどにおいて、教育的意義が高いことも指摘されている。しかし、部活動をめぐっては、長い間、学校教育上または教員の職務上の位置付けが曖昧であった。

東京都教育委員会は、平成16年10月に、その後の部活動の振興を図ることを目的として、「部活動基本問題検討委員会」を設置した。本検討委員会では、部活動の現状を確認し基本的な課題を整理するとともに、部活動の考え方や在り方、解決の方向性について検討した。その中で、部活動の定義付けが曖昧であった原因を、部活動のこれまでの経緯、活動の任意性、教員のボランティア意識、クラブ活動との混同、関係諸規定の未整備等にあると分析するとともに、「部活動」の概念を次のように整理した。

部活動とは、学校が教育活動の一環として設定し、指導体制を整備し、校長が認めた指導者（顧問）のもと、主に授業後や休日等に行われる任意の課外活動である。部活動は学校が設置するものであることから、顧問教諭と生徒が共に信頼し合い、共通の目標の下に主体的に活動するものである。

この部活動は、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心をもつ同好の生徒が、学級・学年を越えて組織し、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識・技能や記録を追究する活動等をとおして、スポーツ・文化・科学・芸術等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を自ら創造する活動である。

同時に部活動は、自己の確立、思いやり、自主性や社会性などを育て、豊かな人間形成や生涯学習の基礎づくり、また、個性・能力の伸長や体力の向上・健康の増進などに対して効果的な活動であり、青少年の健全育成の面からも、東京都のスポーツ・文化・科学・芸術等の振興の基盤としての面から多くの都民が期待する教育活動である。

「部活動基本問題検討委員会報告書」（平成17年10月）から

(2) 学校の教育活動における部活動の位置付け

東京都教育委員会は、学校における部活動の位置付けを規則上明確にするために、「東京都立学校の管理運営に関する規則」の一部を改正し、校長は、所属職員に部活動の指導業務を校務として分掌させることができることとした（平成19年4月施行）。また、学校は、部活動の指導方針等を当該部活動に参加する生徒及びその保護者に示さなければならないとした（平成26年4月施行）。これらのことにより、人事考課制度の業績評価における取扱いを整理するとともに、週休日等の部活動指導は勤務の振替や特殊勤務手当で対応することとするなど、職務との関連性についても明確にした。

東京都立学校の管理運営に関する規則

(部活動)

- 第12条の12 学校は、教育活動の一環として部活動を設置及び運営するものとする。
- 2 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）に部活動の指導業務を校務として分掌させることができる。
- 3 校長は、所属職員（事務職員等を除く。）以外の者に部活動の指導業務を委嘱することができる。
- 4 学校は、部活動の年間目標、指導方針、指導内容、指導方法等(以下「指導方針等」という。)を定め、前二項の規定に基づき部活動の指導業務を行う者は、当該部活動の指導方針等を当該部活動に参加する生徒及びその保護者に示さなければならない。
- 5 学校は、部活動が当該学校の施設で活動できない場合に、当該学校以外の施設を活動の拠点とすることができます。

(3) 学習指導要領における部活動の位置付け

文部科学省は、平成20年1月、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」において、学校教育活動を「教育課程内の学校教育活動」と「教育課程外の学校教育活動」に大別し、部活動は「教育課程外の学校教育活動」の一つであると整理した。

また、平成28年12月、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」において、教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連を、次のように示した。

部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりする等、教育的意義が高いことも指摘されているが、こうした教育が、部活動の充実の中だけで図られるのではなく、**教育課程内外の学校教育活動との関連を図り、学校の教育活動全体の中で達成されることが重要である。**

そして、中学校学習指導要領（平成29年3月）及び高等学校学習指導要領（平成30年3月）の総則における学校運営上の留意事項として、

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

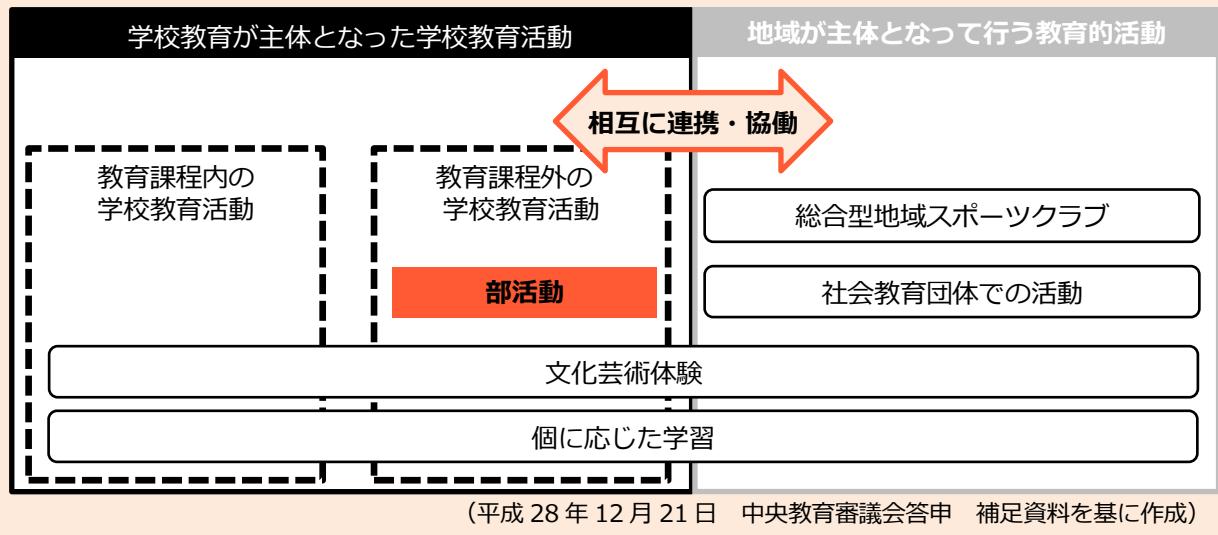
と示した。

これまで、多くの学校では、各顧問が担当する部活動の活動方針をはじめ、指導内容や指導方法等について決定し、それぞれの考え方の下で、活動が進められる傾向があった。しかし、今後は、上記のように示されたことや学校経営計画における部活動の方針等を踏まえ、校長のリーダーシップの下、全教職員で、それぞれの学校における部活動の在り方について協議

する必要がある。そして、学校教育の一環として部活動と教育課程内外の学校教育活動との関連を図り、全教職員の共通理解の下で、各顧問が創意工夫を重ね、取り組んでいくことが重要である。

参考

<教育課程外の学校教育活動（部活動）や地域主体の教育活動と教育課程との関係>



(4) 新たに整理した「部活動」の概念

これまでの東京都教育委員会における取組や国の動き等を踏まえ、東京都教育委員会は、平成 29 年 4 月に設置した「部活動検討委員会」において、改めて「部活動」の概念について検討し、次のように整理し直した。

部活動とは、学校教育の一環として、教育課程との関連を図り、校長が認めた指導者（顧問）のもと、生徒の自主的、自発的な参加により、主に授業後や休日等に行われる課外活動である。部活動は学校が設置するものであることから、顧問と生徒が共に信頼し合い、共通の目標の下に、活動するものである。

この部活動は、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心をもつ同好の生徒が、学級・学年を越えて組織し、一定のペースでスポーツに親しんだり、信頼できる友達を見付けたり、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識・技能や記録等を追究したりするなどの活動を通して、豊かな学校生活を自ら創造する活動である。

同時に部活動は、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学習意欲の向上、責任感、連帯感、自己の確立、思いやり、自主性や社会性などを育て、豊かな人間形成や生涯学習の基礎づくり、また、個性・能力の伸長や体力の向上・健康の増進などに対して効果的な活動であり、青少年の健全育成の面からも、東京都のスポーツ・文化・科学・芸術等の振興の基盤としての面から多くの都民が期待する教育活動である。

しかし、今日において、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えている。部活動においても、従前と同様の運営体制では、維持は難しくなってきており、学校や地域によって存続の危機にあり、部活動の在り方に関し、合理的かつ効率的・効果的な活動の推進に向けた抜本的な改革に取り組む必要がある。

■ 部活動検討委員会

平成 29 年 3 月、スポーツ庁は、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年文部科学省令第 4 号）」の施行により、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校中等部高等部におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものと除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実が図られるようにすることを通知した。

この規則の改正を契機に、都教育委員会は、平成 29 年 4 月に「部活動検討委員会」を設置し、都立学校及び区市町村立中学校等の教員の負担軽減と部活動の充実を図ることを目的として、以下の点について検討することとした。

- (1) 練習時間や休養日の設定を含む「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の内容
- (2) 「部活動指導員」導入に向けた規定の整備及び都立学校、区市町村への対応方針
- (3) 地域人材を活用した外部指導者の導入促進の補助の在り方

また、平成 30 年 4 月に「東京都教育委員会 運動部活動の在り方に関する方針」を、平成 31 年 3 月に「東京都教育委員会 文化部活動の在り方に関する方針」を策定した。

2 部活動運営上の留意事項

(1) 生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現

文部科学省は、平成28年12月、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」において、部活動の中で生徒が「どのように学ぶか」について、次のように示した。

部活動も学校教育活動の一環であることから、生徒の「主体的・対話的で深い学び」を実現する視点が求められることを明確にする。これにより、部活動と教育課程との関連がより一層明確になると考えられる。

また、「主体的・対話的で深い学び」について、次のように示した。

【主体的な学び】 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学び。

【対話的な学び】 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学び。

【深い学び】 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働きながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考え方を形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考え方を基に創造したりすることに向かう学び。

各部活動とも、顧問は、日々の活動の中での学びをはじめ、大会・発表会等の前後には、定期的にミーティングを行うなどして、生徒同士で、具体的な目標、活動の成果と課題、課題の解決策、今後の活動の重点等について話し合わせるなど、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて取り組んでいくことが重要である。

(2) 「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方との関連付け

また、同答申において、運動部活動におけるスポーツとの関わり方について、次のように示した。

特に「深い学び」を実現する観点からは、例えば、保健体育科（体育）の「見方・考え方」は「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること。」と整理している。運動部活動においても、こうした「見方・考え方」を生かしながら、競技を「すること」のみならず、スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方、多くのスポーツのよさを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶような指導が求められる。

これまでの運動部活動は、その多くが、競技を「すること」に焦点を当て取り組んできている。今後は、スポーツをはじめ、文化、科学等それぞれの分野において、「する」ことはもとより、その他にも「みる」、「支える」、「知る」ことも重視し、生涯にわたる豊かな関わり方について指導していくことが重要である。

(3) 休養日や活動時間の適切な設定

文部科学省は、平成 28 年 4 月に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」を設置し、教職員の在り方と業務改善の方策に関する検討を行い、報告を取りまとめた。その中で、部活動の在り方について、次のように示している。

改革の基本的な考え方

- 部活動は、生徒にとってスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動として教育的側面での意義が高いが、適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに、様々な無理や弊害を生む。
- 教員の勤務負担の軽減のみならず、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点からも、休養日の設定の徹底をはじめ、部活動の大膽な見直しを行い、適正化を推進する。

学校での部活動は、教育課程外の活動として、あくまで生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、その参加については、生徒一人一人の考えを大切にすることが必要である。また、豊かな人間性や社会性を育むためにも、生徒が、部員以外の多様な人々と触れ合い、様々な体験を重ねていくことも重要である。かかる観点から、部活動に拘束されすぎることがないようにすることが求められる。

また、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申では、部活動の休養日や活動時間について、次のように示している。

部活動が教育課程内の教育活動と相乗効果を持って展開されるためには、部活動の時間のみならず、子供の生活や生涯全体を見渡しながら、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動が展開されることが重要であり、短期的な成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりするものとならないよう、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが求められる。

以上のこと踏まえ、これから部活動は、教員の勤務負担の軽減と生徒のバランスのとれた生活や成長への配慮の両観点から、適正な休養日や活動時間を設定し、徹底していくことが重要である。

(※ P 20 「適切な休養日、活動時間の設定」参照)

(4) 持続可能な運営体制の整備（一定規模の地域単位で運営を支える体制の構築）

平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申では、将来にわたる持続可能性を踏まえた部活動の在り方について、次のように示している。

少子化が進む中で、部活動の実施に必要な集団の規模や指導体制を持続的に整えていくためには、中学校単独での部活動の運営体制から、複数の中学校を含む一定規模の地域単位で、その運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であり、そうした将来の在り方を描きながら、教育委員会や関係団体等を中心として指導に必要な体制の基盤を整えていくことが求められる。

中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）及び高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月）の総則では、学校運営上の留意事項について、次のように示している。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

また、中学校学習指導要領解説総則編（平成 29 年 7 月）（高等学校学習指導要領解説総則編（平成 30 年 7 月））では、教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連について、次のように示している。

一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うこと。

新たに、「持続可能な運営体制が整えられるようにする」と記載された背景には、部活動が教員にとって負担となっているという問題がクローズアップされた社会情勢がある。

各学校が部活動を実施するに当たっては、これらのこと踏まえ、長期的な視点に立つて、今後の部活動の在り方を描き、持続可能な運営体制を整備していく必要がある。

(5) 外部の指導者を含めた指導体制の充実

教職員の負担の軽減を図りつつ、部活動の指導を充実していくためには、地域の幅広い協力を得て、部活動指導員や外部指導者などの外部の指導者を含めた指導体制を充実させることが重要である。

ア 外部の指導者の導入に関する組織的な検討

学校は、各部活動の課題等の現状を踏まえ、部活動指導員や外部指導者の導入の必要性について、企画会議や企画調整会議、部活動顧問会議等で、組織的に検討することが大切である。

特に、部活動の指導や単独での引率等を行う部活動指導員の導入に当たっては、部活動全体の運営方針、具体的な指導内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、確認する機会と場を設定し、共通理解を十分に図ることが大切である。

また、学校教育の一環として行われるということを踏まえ、勝利至上主義的な指導とならないよう、部活動指導員に対する研修を計画的に行うことも大切である。

イ 外部の指導者との契約関係の明確化

学校が部活動指導員や外部指導者を導入する場合、委嘱・承諾書等の契約行為を文書で明確に行うとともに、学校の部活動の運営方針等を相互に確認する必要がある。そして、部活動指導員や外部指導者に指導を任せきりにすることなく、教職員、部活動指導員、外部指導者のそれぞれの役割と連携・協働した取組の必要性等を明確にし、依頼する内容や範囲を文書で示しておく必要がある。

また、校長は、外部の指導者と契約を交わす際には、体罰等の違法行為があった場合には、直ちに契約を解除すること等について、あらかじめ確認しておくことが大切である。

3 部活動指導者の役割

(1) 教職員

今までに経験のない部活動の顧問を分掌されたとき、その教職員は、業務を遂行できるかどうか悩むことが多い。さらに、担当する部活動が専門外であれば、うまく指導できるかどうか不安を抱くこともある。

しかし、部活動は学校の教育活動の一環として行われるものであり、顧問が一人で行うのではなく、学校全体で推進していくことが基本である。生徒のニーズとのバランスを図りながら、周囲の協力を得て、生徒の夢や目標を実現できるように取り組んでいくことが大切である。

教職員が顧問を務める場合、必ずしも監督やコーチである必要はない。生徒の管理面は教職員として責任をもって指導するが、技術指導は、部活動指導員等の専門家に依頼することもできる。技術指導はできなくても、生徒を温かく見守ったり、生徒と一緒に汗を流したりする顧問であってよい。生徒のひたむきな心に直接触れるチャンスは、どの部活動にもある。

教職員の主な役割（職務）

- | | |
|------------------------|------------------|
| ● 実技指導 | ● 部活動中の事故防止、安全対策 |
| ● 安全・障害予防に関する知識・技能の指導 | ● 外部の指導者との連絡・調整 |
| ● 用具・施設の点検・管理 | ● 担任との連絡・調整 |
| ● 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率 | ● 地域との連絡・調整 |
| ● 保護者等への連絡 | ● 大会主催者との連絡・調整 |
| ● 年間・月間指導計画の作成 | ● 広報活動 |
| ● 生徒指導に係る対応 | |
| ● 事故が発生した場合の現場対応 | |
| ● 部活動の管理運営（会計管理等） | |

(2) 部活動指導員

文部科学省は、平成 29 年 3 月、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものと除く。）に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実を図ることを目的として、学校教育法施行規則の一部を改正した。これを受け、スポーツ庁は、平成 29 年 3 月 14 日付「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」の中で、部活動指導員の職務について、次のように示した。

- ・ 実技指導
- ・ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ・ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ・ 用具・施設の点検・管理
- ・ 部活動の管理運営（会計管理等）
- ・ 保護者等への連絡
- ・ 年間・月間指導計画の作成
- ・ 生徒指導に係る対応
- ・ 事故が発生した場合の現場対応

部活動指導員は、実技指導に加え、教職員の代わりに生徒指導や対外試合の引率を行うなど、責任の重い職務を担うことから、教職経験者や校長が適格と認める地域の人材など、指導するスポーツ、文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する優れた人物を配置することが重要である。

都教育委員会は、平成29年度、学校関係者等からなる検討委員会を新たに設置し、部活動指導員の導入に向け、部活動指導員として必要とされる資質・能力や経験、職務、服務事故等を防止するための研修の在り方等について協議した。

その協議結果などを踏まえ、東京都立学校部活動指導員設置要綱において、部活動指導員の職務を以下のように定めた。

部活動指導員の主な役割（職務）

校長及び東京都教育委員会の指揮監督の下に、次に掲げる職務を行う。

- 実技指導
- 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- 用具・施設の点検・管理
- 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- 保護者等への連絡
- 年間・月間指導計画の作成
- 生徒指導に係る対応
- 事故が発生した場合の現場対応
- その他、部活動指導に関し、配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項

また、部活動指導員の質の維持、向上は、常に求められる大きな課題であるということを踏まえ、部活動指導員の育成に向けた研修を次のように計画的に行うこととした。

都教育委員会及び学校は、都中学校体育連盟及び都高等学校体育連盟と連携し、部活動指導員に対し、以下の内容等について、定期的・計画的に、研修を行う。

- (1) 職務上守るべき法令に関する内容
- (2) 部活動の位置付けや教育的意義
- (3) 生徒の発達段階に応じた科学的な指導
- (4) 安全の確保や事故発生後の対応

○都教育委員会

全部活動指導員を対象とした研修を、年度当初及び年度途中に実施する。（年2回）

○学校

校長が必要と判断する職員会議や校内研修会に部活動指導員を参加させる。

OJTの中で、計画的に管理職、部活動担当教員、生活指導主任等による指導を行う。

○都中学校体育連盟及び都高等学校体育連盟

各競技部が実施する実技講習会、体罰根絶に向けた研修会等に部活動指導員を参加させる。

(3) 外部指導者

地域には、スポーツ、文化、科学、芸術等における経験者や有資格者、特殊な技能を有する人や、愛好者・専門家など様々な人たちがいる。例えば、地域の道場で指導している有段者、地域に伝わる伝統的な和太鼓の継承者、茶道・華道の師範、スポーツ少年団の指導者などであり、学校は、こうした人たちを外部指導者として導入している。

外部指導者は、学校の方針に従って部活動指導の一翼を担うことができるよう、練習計画の相談や連絡、生徒に関する情報交換など、顧問との協働体制を密にしておくことが大切である。また、生徒一人一人を大切にし、人権に配慮した指導をすることが求められ、自らの言動が生徒の人権を侵害することにならないよう常に意識して指導する必要がある。

外部指導者の主な役割（職務）

校長及び東京都教育委員会の指揮監督の下に、次に掲げる職務を行う。

- 実技指導
- 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- 用具・施設の点検
- 事故が発生した場合の現場対応
- その他、部活動指導に関し、配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項

■ 外部指導者の例

地域

地域に住むスポーツ、文化、科学、芸術等の専門的な知識や技能等を有する人が、部活動の外部指導者として指導に関わる。

保護者

スポーツ、文化、科学、芸術等の愛好者や経験者である生徒の保護者が、部活動の指導面を補助する。

同窓会・卒業生

同窓会や部活動の卒業生が、部活動の指導を補助する仕組みをつくり、母校の後輩たちの指導を担う。

大学生

区市町村教育委員会が域内の大学と連携し、大学生を学校に派遣し、指導面の足りない部分を補う。

学校の職員

学校に勤める事務職員などが、その学校の外部指導者として部活動に関わる。

教育委員会等への登録

学校が外部指導者に直接依頼する場合以外に、教育委員会等が外部指導者を登録し、必要が生じたときに対応できるようにする。

(4) 教職員と外部の指導者（部活動指導員及び外部指導者）との協働体制の構築

部活動指導員は、部活動の顧問として技術的な指導を行うとともに、教職員と日常的に指導内容や生徒の様子、事故が発生した場合の対応等に情報交換を行う等の連携を十分に図る。

外部指導者は、顧問である教職員や部活動指導員と連携・協力しながら部活動のコーチ等として主に技術的な指導を行う。

部活動指導員や外部指導者などの外部の指導者は、技術的な指導力があるため、自分は教職員よりも生徒や保護者から信頼されていると誤解し、大きな問題に発展してしまう場合があることに留意するとともに、学校教育への重要な協力者であることを自覚する必要がある。

学校は、外部の指導者に対し、部活動の指導において、何を期待しているのか、どのような役割を担ってもらうのか、十分に説明し連携体制を構築するとともに、年度当初に、生徒や保護者に対して外部の指導者を導入する理由や期待できる効果などを説明することが重要である。

教職員・部活動指導員・外部指導者などの部活動の指導者と保護者とが共通理解に基づき、協働して生徒を指導する体制がつくられることにより、部活動の充実を図ることができる。

主な役割（職務）	教職員	部活動指導員	外部指導者
● 実技指導	○	○	○
● 安全・障害予防に関する知識・技能の指導	○	○	○
● 事故が発生した場合の現場対応	○	○	○
● 用具・施設の点検・管理	○	○	△
● 部活動中の事故防止、安全対策	○	○	△
● 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率	○	○	
● 保護者等への連絡	○	○	
● 年間・月間指導計画の作成	○	○	
● 生徒指導に係る対応	○	○	
● 外部の指導者との連絡・調整	○	○	
● 部活動の管理運営（会計管理等）	○	△	
● 担任との連絡・調整	○	△	
● 地域との連絡・調整	○	△	
● 大会主催者との連絡・調整	○	△	
● 広報活動	○	△	

※ △：配置校の校長や教育委員会が必要と認める事項

(5) 外部の指導者による適切な指導

教職員は、法令等に基づいて公正中立の立場で仕事をしている。体罰やセクシュアル・ハラスメントなどの行為は学校の信頼を大きく損なうため、法的に学校の職員として位置付けられている部活動指導員はもとより、外部指導者も、教職員と同様に一人一人の生徒を尊重し、公正中立に指導に当たることが大切である。

■指導に当たっての確認事項（例）

- 学校教育の一翼を担っているという自覚がある。
- 生徒の立場に立って考える姿勢がある。
- その場の感情的な指導をしない。
- 体罰が生徒の心に深い傷を残すことを理解している。
- 威圧や腕力で言うことを聞かせようとするしない。
- 思い込みや自分の考えだけで指導しない。
- 生徒の個人情報の保護に配慮している。
- 教職員に、報告・連絡・相談を必ず行っている。

■学校の方針に基づいて指導している例

【中学校 サッカーチーム 部活動指導員より】

顧問の先生が生徒に指導していることと同じスタンスで生徒に接しています。例えば、「挨拶をきちんとすること」「時間を守ること」「互いに一人一人を尊重すること」というような話を生徒にしています。

■外部指導者が、顧問の許可無く練習を計画してしまった例

【高等学校 吹奏楽部 顧問より】

教職員の知らないところで、外部指導者と生徒が練習をしてしまったため、保護者から帰宅時間が遅いと連絡が入りました。時間的な余裕がないのは分かりますが、このような行動は学校に対する保護者の信頼を損なうことにつながるので、この外部指導者には辞めていただきました。

4 部活動の適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 区市町村における取組

区市町村教育委員会は、都教育委員会の「部活動の在り方に関する方針」を参考に、区市町村教育委員会としての「部活動の在り方に関する方針」を策定する。

イ 都立学校及び区市町村立学校における取組

都立学校長は、都教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」に、また、区市町村立中学校長は、区市町村教育委員会の「部活動の在り方に関する方針」にのつとり、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を作成し、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 適正な部活動の設置

校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員等の委嘱状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の勤務負担軽減の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部を設置する。

イ 部活動指導員等の配置

都教育委員会及び区市町村教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に学校に配置する。

なお、部活動指導員等の委嘱に当たっては、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷付ける言動や、学校教育法第11条において禁止されている体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損なうような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、定期的に研修を行う。

都立学校及び区市町村立中学校における部活動指導員の拡充による教職員の勤務負担軽減と部活動の充実を図るため、平成30年度は、部活動指導員を都立学校127校376名配置、平成31年度は、158校548名*に拡充した。公立中学校においては、平成30年度16地区163名配置、平成31年度は32地区384名*に拡充した。

(*…令和元年6月現在)

ウ 顧問の決定

校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての指導・運営に係る体制の構築を図る。

工 活動計画と活動実績の確認

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 部活動の適正な運営に関する研修

都教育委員会及び区市町村教育委員会は、部活動顧問を対象とするスポーツ・文化・科学・芸術等の指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 教職員の業務改善

都教育委員会、区市町村教育委員会及び校長は、教職員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）及び「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成 31 年 3 月 18 日付 30 文科初第 1497 号）を踏まえ、法令にのっとり業務改善及び勤務時間管理等を行う。

(3) 活動計画の作成、周知

ア 活動計画を作成することの意義

様々な教育活動を行う際に、活動計画を作成することで、生徒に目標を達成させるための活動の流れを整理するとともに、指導者も余裕をもって指導に臨むことができるようになる。こうしたことから、部活動においても活動計画等を作成することが大切である。

部活動は、生徒が自主的・自発的に参加するという本来の趣旨を大切にすることが重要であるが、学校教育の一環である以上、顧問は生徒の個性を把握・尊重し、その願いに応えられるようにするために、年間を通じた活動について、様々な工夫をすることが求められる。

イ 活動計画の作成

部活動は、そこに所属する生徒が主役となるため、毎日、夢中になって活動することは自然なことでもある。しかし、顧問は、生徒の健全な心身の成長を確保する視点から、過度な活動とならないように、また行き過ぎた指導のないように、バランスのよい活動日数や活動時間を設定するなど、教育的な配慮をする必要がある。

担当する部活動の目標を、日常的な楽しみを充実させることとするのか、対外試合やコンクールなどで勝利することとするのか、あるいは、両者を折衷した活動方針とするのか、部活動の基本姿勢を明確に示すことが大切である。この基本姿勢によって、どのような活動計画となるかが決まる。

よりよい成果を残すためには、年間を通して綿密な計画に基づいて取り組むことが不可欠である。年間活動計画を作成するとともに、月ごとの計画や大会等の節目ごとの計画も作成する必要がある。

また、技能等の向上を図るだけでなく、学校行事や生徒会活動等とも密接なつながりをもたせ、学校の教育目標を踏まえて、組織的な運営力等を育む場としても、部活動を位置付けることが重要である。

ウ 活動計画を作成する際のポイント

活動計画を作成する際は、まず生徒に分かりやすい明確で具体的な目標を設定することが大切である。また、目標を設定する際には、生徒の発達段階や既習事項、技能等の習得状況など、生徒の実態を事前に十分に把握した上で検討することが重要であり、「部活動の教育的意義」や「部活動の運営上の留意事項」等を十分に踏まえ、年間を見通した活動計画を立案する必要がある。

エ 活動方針・活動計画の生徒・保護者への周知

保護者の中にも様々な考え方がある。「毎日、厳しく鍛えてほしい」という要望もあれば、「楽しく部活動をさせてほしい」と考える保護者もいる。生徒と保護者との意識、生徒と顧問との意識に大きな違いがある場合に、顧問が悩むケースが多く見受けられる。

試合での勝利や大会での入賞は、生徒の目標の一つでもある。特に、運動部活動では、試合に臨む以上、勝敗にこだわることもスポーツの意義の一つであるが、学校教育の一環として行われる部活動の趣旨から外れないような指導を心掛けるべきである。行き過ぎた指導が払拭できないならば、学校教育とは言えない。その点でも、年度当初のミーティングや保護者会等で、生徒、保護者や関係者に対し、活動方針をはじめ、年間活動計画や月ごとの活動計画等について、事前に知らせることにより、説明責任を果たしていくことが重要である。また、保護者による活動状況の参観も定期的に行い、意見交換会を行うなど信頼性を高める取組も必要である。

オ 活動計画の改善

活動計画を詳細に作成し、計画的に取り組んでいても、当初の計画と実際の活動にずれが生じる場合がある。そのような場合は、活動計画を適時見直し、改善していくことが大切である。また、活動後は、常にその日の活動を振り返り、次回の活動内容・方法、指導内容・方法、活動場所の変更等について、検討する必要がある。

活動計画づくりの留意点



(4) 生徒への指導の在り方

ア 生徒の発達段階に応じた科学的な指導

部活動は、生徒自身が興味・関心をもって取り組む活動であるため、顧問は、生徒の成長を促すよう配慮しなければならない。生徒が、部活動を通して楽しく充実した学校生活を送るために、目標設定や目標に近付くための過程も重要である。

そのため、適切な部活動の運営や指導を行う必要があり、バランスのとれた学校生活や生徒の将来的な成長を見据えた教育的な配慮が求められる。さらに、健全育成に向けて自己肯定感を育むとともに、自信をもたせるような指導も必要である。

大会等に向けた練習においても、土日も休みなく長時間練習したり、勝利至上主義的な過熱した指導を行ったりすることは、大会等での成果が期待できなくなるばかりか、学業や学校生活への悪影響も懸念される。

イ 望まれるコーチングの行動

指導者が教えたからといって生徒が学ぶわけではなく、生徒が学んだときに、初めて指導者は教えたといえる。したがって、生徒を中心に考え、生徒の学びが最も良い状態になっているかどうかを意識して指導を行うことが大切である。また、内発的動機は外発的動機による行動よりも学習の効果が高く、なおかつ心理的な幸福感が得られやすい。生徒の部活動に対する動機を内面化させていくため、生徒の行動や思考を制御する言動はできるだけ控え、学びが起こりやすい環境を整えていくことが肝要である。

ウ 生徒への精神面での指導

対外試合やコンクールなどへの参加は、生徒の成長の機会の一つとして重要である。

同好の者が互いに競い合うことは、個人やグループ、チームの到達点が明らかになり、更に高い目標に向かって進んでいく契機となる。また、部活動に参加する一人一人の生徒が、目標をもって日常の活動に取り組んでいくことになる。

試合や大会、発表会等は、生徒にとっては日常の活動とは異なる重要な局面であることから、興奮や緊張に適応しなければならない。生徒自身にとって適度な興奮と緊張であれば、練習以上の力を引き出せる場合もある。しかし、逆に、過度な興奮と緊張に陥ってしまうと不安定になり、もっている力を十分に発揮できないばかりか、大会での良い成績が収められないと過剰な責任感につながってしまうこともあるため、生徒への精神面での事前指導が必要である。

エ 試合や大会に出られない生徒への指導

一緒に活動していても、全員が同じように大会や試合に参加できるとは限らない。運動部活動では、「試合に出られるのは誰か」、また、文化部活動では、「誰がオーディションに通るのか」といった心境になり、特に、部員数の多い部活動では、出場する生徒がいる一方で、応援するだけの生徒がいるという状況が大会や試合のたびに発生する。試合に出られない生徒や、舞台に立てない生徒も含めて全ての生徒がモチベーションをもち続けられるようとする工夫が必要である。チャンピオンシップを求めるだけでなく、全ての生徒が活躍できるよう、練習試合や発表の機会を設定する等の様々な工夫が必要である。

試合や大会では、控えの生徒にも役割を与えることで、チームとしての一体感が生まれてくる。また、控えの生徒に対して感謝をする雰囲気を部活動全体の計画の中で普段から作っておくことも大切である。

試合や大会の結果だけにとらわれることなく、仲間や指導者、相手の学校、応援してくれる方など、部活動内外の多くの人々との多様な関わりを体験し、共感できることも部活動の大きな意義である。こうした体験は、生徒の豊かな人間性の涵養につながる。

参考

グッドコーチに向けた「7つの提言」

スポーツに関わる全ての人々が、「7つの提言」を参考にし、新しい時代にふさわしい、正しいコーチングを実現することを期待します。

- 1 暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。
- 2 自らの「人間力」を高めましょう。
- 3 常に学び続けましょう。
- 4 プレーヤーのことを最優先に考えましょう。
- 5 自立したプレーヤーを育てましょう。
- 6 社会に開かれたコーチングに努めましょう。
- 7 コーチの社会的信頼を高めましょう。

文部科学省 コーチング推進コンソーシアム（平成27年3月13日）から

(5) 部活動の成果を活用できる機会の積極的な設定

部活動の成果発表の場は、試合や大会だけではない。部活動を通して培われた健全な心やボランティア精神などは、学校の中だけにとどまらず地域に出てもその成果を生かせる場面が多い。

例えば、学校行事において演奏や発表などの活動の場を提供することで、地域への参画意識を高める方法が考えられる。入学式での音楽演奏、入部説明会での実演、学芸発表会や文化祭等の文化的行事のステージ発表など、部活動の成果を活用できる機会を設定することで、生徒の意欲や達成感を高めることができる。

また、練習試合や定期演奏会等については、保護者にも連絡し、生徒が活躍する様子を見てもらう方法もある。部活動によっては、地域行事や社会奉仕活動に積極的に参加することも考えられる。

(6) 保護者との協力体制の構築

部活動は、生徒が自主的・自発的に参加する活動であるが、一生懸命に取り組んでいるときに保護者や地域の方からの励ましの声をいただくことが、生徒にとっては大きな支えとなる。また、様々な面での援助は、部活動の支えとなる。

部活動は学校教育の一環として行われるため、教育課程と同様、保護者の理解を得ながら、費用や家庭での健康面での配慮などについて、家庭の協力を呼び掛けていくことが必要である。

保護者との協力体制を作ることも、顧問の重要な役割であり、保護者との協力体制によつて、生徒指導の効果も期待できる。

(7) 部費の適切な徴収と管理

部活動によっては、保護者や地域が後援会等の組織をつくり、試合や大会の応援を行ったり、生徒たちの飲食物等を購入したりして、部活動を援助する場合もある。各家庭の経済状況は異なるため、保護者会費や後援会費などの徴収については、顧問としてもその内容を十分に把握し、全ての保護者に「なぜ、この経費が必要なのか」という理由を事前に説明し、事後には会計報告を示す必要がある。

5 適切な休養日・活動時間の設定

部活動は、活動時間のみならず、生徒の生活や生涯全体を見渡しながら、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動として展開されることが重要である。また、短期的な成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりすることのないよう、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが強く求められている。

スポーツ庁は、平成30年3月に、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を、文化庁は、平成30年12月に、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動における休養日及び活動時間について、次のように基準を設定している。

適切な休養日等の設定

- ・ 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
- ・ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動(文化部活動)以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休養日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

都教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインの基準を踏まえ、以下のように休養日及び活動時間等を設定する。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)。
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動(文化部活動)以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

- 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む。)及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。